附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　別表に掲げる被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

（皇宮護衛官の服制に関する規則の一部改正）

3　皇宮護衛官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「、第八条」を「中「警察庁長官（以下「長官」という。）又は警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）」とあり、並びに第八条」に、「所轄庁の長」を「長官又は警察本部長」に改める。